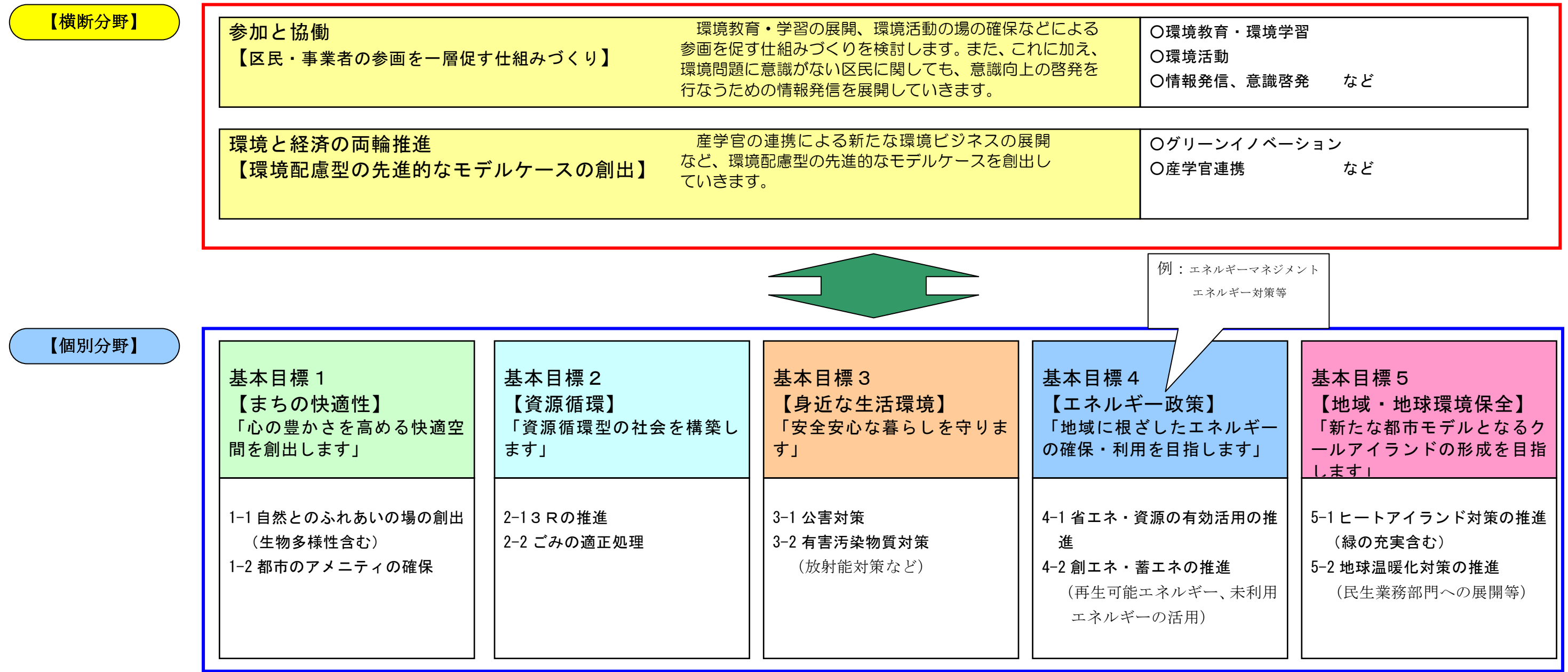


3-3. 基本目標・個別目標（案）

本計画では、目指すべき環境像実現のために、5つの個別的分野における基本目標を設定するとともに、それらをつなぐ横断的分野を位置付け、縦横両軸による施策展開を図っていきます。



設定の考え方

○施策分野とこれを横断する分野の“縦横両軸”による施策体系の構築

各個別の環境要素をつなぐ横断分野を位置づけ、“縦横両軸”による施策体系として構築します。このことにより、各基本目標の実現に向けて底辺を押し上げる着実な取り組みを進めるとともに、各分野間の連携・協働による相乗効果や新たな取り組みへの発展、まちづくりや社会・経済面への展開などが期待されます。

3-4. 施策体系（案）

【個別的分野】

基本目標 1：まちの快適性
「心の豊かさを高める快適空間を創出します」

1-1：「自然とのふれあいの場の創出」

- ①生き物の生息できる環境づくり（ビオトープの整備等）
- ②水辺の環境整備の推進（河川、湧水等の親水及び多自然整備等）
- ③生物多様性に関する意識啓発

1-2：「都市のアメニティの確保」

- ①きれいなまちづくりの推進（ポイ捨て防止、路上喫煙対策等）
- ②人に優しい快適な道づくり（都市計画マスタープランとの役割分担）
- ③景観形成の仕組みづくり（景観まちづくり計画との役割分担）

基本目標 2：資源循環
「資源循環型の社会を構築します」

2-1：「3Rの推進」

- ①リデュース（ごみの発生抑制）の推進
- ②リユース（再使用）、リサイクルの推進

2-2：「ごみの適正処理」

- ①産業廃棄物・建設副産物の適正処理
- ②不法投棄の抑止

基本目標 3：身近な生活環境
「安心安全な暮らしを守ります」

3-1：「公害対策」

- ①環境監視及び公害の監視・規制指導の充実 →店舗・工場など事業者
- ②環境にやさしい自動車利用の促進 →区民

3-2：「有害汚染物質の適正管理等」

- ①有害化学物質対策の実施
- ②災害によるリスクの軽減（放射能対策等）

基本目標 4：エネルギー政策
「地域に根ざしたエネルギーの確保・利用を目指します」

4-1：「省エネ・資源の有効活用推進」

- ② エネルギーの推進（節電対策を含む）
- ②省資源の推進（資源の有効活用等）

4-2：「創エネ・蓄エネの推進」

- ①再生可能エネルギーの活用（太陽光発電等の普及促進、蓄電などによるリスク管理）
- ②未利用エネルギーの活用（排熱利用等）

基本目標 5：地域・地球環境保全
「新たな都市モデルとなるクールアイランドの形成を目指します」

5-1：「ヒートアイランド対策の推進」

- ② どりの充実（公共空間などでの緑化の促進等）
- ②都市構造の改善（水とみどりの環、風の道など都市計画マスタープランとの役割分担）
- ③適応策の普及促進（熱射病など人体への影響抑制など）

5-2：「地球温暖化対策の推進」

- ①温室効果ガス削減のための仕組みづくり（カーボンオフセット、民生業務部門での展開等）
- ②環境にやさしい交通対策（公共交通の利用、自動車対策等）
- ③低炭素まちづくりの促進（スマートコミュニティの形成等）

設定の考え方

○他計画との役割分担（選択と集中）
本計画を実効性の高い計画とするため、他の個別計画（緑の基本計画、景観まちづくり計画、都市計画マスタープランなど）と重複する施策は、計画の役割分担を踏まえた内容とします。

○自然とのふれあいの場としての「みどり」と都市構造の一要素としての「みどり」の区分
みどりには、心の癒しや生き物の生息空間、都市気候の調整、大気の浄化など、いろいろな効果がありますが、この「みどり」から得られる効果の違いにより、「まちの快適性」とヒートアイランド対策などにつながる「地域・地球環境保全」の2つの分野に振り分けました。

○資源循環型社会のさらなる構築のための継続的な推進
資源・ごみ対策については、区民への浸透度も高い3Rの推進と、3Rの輪からはみ出したごみについては、不法投棄対策も含めた適正処理の2つに区分しました。

○災害によるリスク軽減の視点を追加
第1次計画には無かった、災害により発生するリスク（放射能など汚染物質の飛散、エネルギーの供給途絶等）の軽減を追加し、かつ、人体への影響とエネルギー確保の観点から、「身近な生活環境」と「エネルギー政策」の2つの分野に振り分けました。

○エネルギー政策の重点化
エネルギー関連については、第一次計画では地球温暖化・ヒートアイランド対策に含まれていましたが、東日本大震災以降、その重要度が高まっているため、重点的に施策を展開する意味で、地球温暖化対策などとは区分し、ひとつの柱としました。

○地球温暖化対策、ヒートアイランド対策の継続的な推進
第一次計画の改定時に新たに設定された項目であり、第二次計画においても、重点的な施策として、引き続き施策を展開していきます。